2026 年 10 月 26 日

自動検針化されたメーターをご利用の一部のお客さまに対する
「10 月分ガス料金 ご請求書」の早収期限日誤記載についてのお詫び

青森ガス株式会社

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、自動検針化されたメーターを設置している一部のお客さまに対しまして、10 月分ガス料金請求書の「早収期限日」が本来の日付よりも約 10 日早く誤って記載・発送される事案が発生いたしました。

対象のお客さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

対象となるお客さまには、順次、個別にお詫びと正しい期日を記載したご案内をお送りしております。

◆　ガス料金のお支払いおよび早収期限日のお取り扱いについて

お手元の請求書・払込票はそのまま金融機関やコンビニエンスストア等でお支払いいただけます。

誤記載された日付を過ぎた場合であっても、本来の正しい早収期限日（検針日の翌日から起算して 30 日目）までにお支払いいただいた場合は、遅収料金（割増料金）等の追加料金は一切発生いたしません。

口座振替およびクレジットカード払いをご利用のお客さまにおかれましても、振替日・決済日への影響はございません。

◆　修正版の請求書をご希望される場合

正しい期日を記載した請求書の再発行をご希望されるお客さまにおかれましては、下記のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

◆　原因と再発防止策

弊社検針データ取込システムの不具合によるものであり、現在、システム改修は完了しております。今後このような事態を繰り返さぬよう、管理・確認体制の強化に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ窓口】
青森ガス株式会社　営業部料金課
電話番号：017-741-7421
（受付時間：平日　8:30～17:00）